省　令

○国土交通省令第二号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の施行に伴い、並びに内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第三条第二項、第四条第一項第三号及び第二項、第六条第一項第六号及び第七号、第七条第一項ただし書、第九条第一項及び第二項、第十一条第二項、第十五条、第二十五条第一項並びに第三十一条、内航海運業法施行令（令和四年政令第七号）第一項、船員法（昭和二十二年法律第百号）第十八条第二項、第三十六条第一項、第三十七条、第五十条第四項、第五十八条の二、第六十四条第二項、第六十七条、第六十七条の二第一項、第二項（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三項、第八十二条の二第五項、第百十八条第六項並びに第百十九条の二、船員職業安定法第十五条第一項第三号、第十六条第二項及び第三項、第三十五条第三号、第五十五条第三項、第百七条、第百九条並びに第百十条並びに青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の規定に基づき、並びに内航海運業法及び船員法を実施するため、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和四年一月七日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第一条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の申請） **第三条**　（略） 2　法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） 四　船舶の管理に係る役務の提供を受ける場合は、当該役務を提供する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 3・4　（略） 5　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一　（略） 二　法人を設立しようとする者にあつては、次の書類 イ・ロ　（略） ハ　株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況及び見込みを記載した書類 三　個人にあつては、次の書類 イ　財産目録 ロ　（略） 四・五　（略） （財産的基礎） **第五条の二**　法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める基準は、財産及び損益の状況が良好であることとする。	（登録の申請） **第三条**　（略） 2　法第四条第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～三　（略） （新設） 3・4　（略） 5　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 一　（略） 二　法人を設立しようとする者にあつては、次の書類 イ・ロ　（略） ハ　設立しようとする法人が株式会社である場合は、株式の引受け又は出資の状況及び見込みを記載した書類 三　個人にあつては、次の書類 イ　資産目録 ロ　（略） 四・五　（略） （新設）